

福島県会津若松市、東京農業大学及びイオンリテール株式会社との
連携に関する協定書

福島県会津若松市（以下「甲」という。）、東京農業大学（以下「乙」という。）及びイオンリテール株式会社（以下「丙」という。）は次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙丙それぞれが持つ資源を有効活用することにより相乗効果を発揮し、もって甲の地域活性化や地域の発展、乙の教育・研究の充実、丙の収益力及び地域貢献力の向上など、三者の繁栄・発展に寄与することを目的とし、次の事項に関して三者が協力し連携・交流を推進する。

- (1) 甲の地域資源・環境をもって、乙の教育・研究活動への協力及び目的達成に資する取組みに寄与すること、及び丙の収益力と地域貢献力の向上に資すること。
- (2) 乙における教育・研究成果及び知的財産等を活かし、国内外に発信できる甲の地域活性化や地域発展を目指した取組みに寄与し、丙の収益力と地域貢献力向上に資すること。
- (3) 丙のイオングループ中核企業としての総合力を活用し、甲の地域活性化や地域発展、乙の教育・研究活動の推進に寄与すること。

（連携及び協力内容）

第2条 甲、乙、丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) まちづくり及び人づくりに関すること。
- (2) 自然、環境、産業及び地域振興に関すること。
- (3) 教育及び文化の発展に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために三者が協議して必要な分野に関すること。

（事務局）

第3条 前条の事業を実施する統括部署は、甲は観光商工部商工課、乙は農学部学部長事務室、丙はエリア政策推進チームとする。

（連絡会議）

第4条 第2条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、前条の統括部署間で連絡会議を設置する。

2 連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期限は、締結日から3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲、乙、丙のいずれから申し入れがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について定める必要があるときは、甲、乙、丙が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙署名捺印の上、各々1通を保有する。

平成27年 5月29日

福島県会津若松市東栄町3番46号

甲 会津若松市
会津若松市長

室井照平



東京都世田谷区桜丘一丁目1番1号

乙 東京農業大学
学 長

高野克己



千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

丙 イオンリテール株式会社
代表取締役社長

岡崎 双一

